

毒物・劇物を取扱う全ての方へ

堺市保健所 環境薬務課

●毒物・劇物とは？

工業用薬品・農薬など社会的に有用な化学物質のうち、特に毒性が強いものが「毒物及び劇物取締法(以下、毒劇法とする)」により毒物・劇物(以下、毒劇物とする)に指定されています。

毒劇物を取扱う場合は、保健衛生上の危害が生じないよう、「毒劇法」に基づいて適正に取扱う必要があります。

取扱う製品が、毒劇物に該当するか確認したい時は、厚生労働省HP【<http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki.html>】をご覧ください。



●毒劇物を製造・輸入・販売・授与するには？

毒劇物を製造・輸入・販売・授与するには、毒物劇物営業者の登録が必要です。不要になったからといって他人に譲らないようにしましょう。

堺市内の事業所で登録の申請をしたい場合、製造業・輸入業の登録については大阪府へ、販売業の登録については堺市環境薬務課までご相談ください。

●毒劇物を使用する人は、どんな法律を守らなければならないの？

毒物劇物営業者以外の者が毒劇物を業務で使用する場合、毒劇法に規定する業務上取扱者とみなされ、毒劇法の一部が課せられます。[法11条・12条1項3項・15条の2・15条の3・16条・17条・18条など(詳細は裏面チェックリストへ)]

また、業務上取扱者は以下の2種類に分類され、事業の内容によっては届出が必要な場合があります。①②のどちらに該当するか確認しましょう。

① 届出を要する業務上取扱者

対象業者 [令41条]	取扱品目 [令42条]
電気めっき業者 金属熱処理業者	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
しろあり防除業者	ヒ素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
毒劇物を大量に運送する業者 最大積載量が5,000kg以上の大型自動車で、 ①又は②の容器を用いて運送する者 ①大型自動車に固定された容器 ②内容積が1,000l以上の容器 (四アルキル鉛のみ200l以上)	四アルキル鉛を含有する製剤 弗化水素及びこれを含有する製剤 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの [原体及びこれを含有する製剤で液体状のもの] (>1%) ホルムアルデヒド (>5%) 水酸化カリウム・水酸化ナトリウム (>6%) 過酸化水素 (>10%) アンモニア・塩化水素・硝酸・硫酸 [原体] 黄磷・アクリルトリル・アクリレイン・塩素 クロルスルホン酸・クロロピクリン・クロルメチル・硅弗化水素酸ジメチル硫酸・臭素・ニトロベンゼン・発煙硫酸

*該当することとなった日から30日以内に堺市環境薬務課まで届出ください

*毒物劇物取扱責任者を設置してください



[法22条1項]

② 届出が不要な者

対象者
届出を要する者以外の者で、
・試験研究機関
・学校等教育機関
・農家
・運送業者など
・毒劇物を扱う業務を行う全ての方

取扱品目
全ての毒劇物
責任者の設置義務なし 届出不要

[法22条5項]



毒物・劇物を適正に取扱うために

☆定期的にチェックリストを確認し、毒劇物の取扱いは適正に行ってください。

また、**毒劇物の管理責任の所在・事故時の通報担当者を明確にするため、事業所ごとの実情に応じた危害防止規定**(厚生労働省HP【<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>】に作成モデル有)を作成しておきましょう。

分類	チェックリスト [根拠法令]	
使用・保管	<input type="checkbox"/> 誤飲防止のため、毒劇物の容器として、ペットボトルなどの飲食用容器を使用していない。 [法11条4項]	
	<input type="checkbox"/> 貯蔵等する場所は、毒劇物専用とし、「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字を表示している。 [法12条3項, 通知]	
	<input type="checkbox"/> 貯蔵等の場所は、盗難防止のため、施錠等し、敷地境界線から十分離すか又は一般人が容易に近づけない措置を講じている。 [通知]	
	<input type="checkbox"/> 容器・被包には、「医薬用外」の文字および、毒物は「 毒物 」(赤地白字)、劇物は「 劇物 」(白地赤字)の文字を表示している。 [法12条1項]	
	<input type="checkbox"/> 毒劇物の貯蔵設備等の基準に適合している。 [法16条1項, 通知]	
	<input type="checkbox"/> 盗難・紛失防止 毒劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐために必要な措置を講じている。 [法11条1項]	
	<input type="checkbox"/> 流出・漏洩防止 事業所の外への飛散・漏れ・流出・しみ出、地下浸透を防ぐために必要な措置を講じている。 [法11条2項]	
廃棄	<input type="checkbox"/> 不要な毒劇物がないよう、必要以上の量は購入しないよう努めている。	
	<input type="checkbox"/> 廃棄する時、毒劇物に該当しないよう処理すると同時に、その他関係法令（下水道法や大気汚染防止法等）にも適合しているか確認している。 [法15条の2, 令40条, 通知]	
	<input type="checkbox"/> 自己処理できない場合は廃棄物処理業者に委託している。	
運搬	<input type="checkbox"/> 毒劇物の運搬・容器の基準に適合している。 [法16条1項, 令40条の2-7, 通知]	
	<input type="checkbox"/> 運搬車両には、積載する毒劇物に応じた保護具を2人分以上備えている。 [令40条の5]	
	<input type="checkbox"/> 必要な場合は、交替運転者が同乗している。 [令40条の5]	
	<input type="checkbox"/> 流出・漏洩防止 運搬時は、飛散・漏れ・流出またはしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じている。 [法11条3項]	
	<input type="checkbox"/> 盗難・紛失防止 運搬中の盗難・紛失を防ぐため、厳重に管理している。 [法11条1項]	
	<input type="checkbox"/> 1回の運搬量が5,000kg以上ある場合 (令別表第2・通知に掲げる製剤、又は、全ての毒劇物のうち液体又は气体の製剤を運搬する場合に限る) 標識(毒0.3m×0.3m)を運搬車両の前後に掲げている。 [令40条の5, 通知]	
	<input type="checkbox"/> 1回の運搬量が1,000kgを超える場合 毒劇物を運搬する時、あらかじめ、荷送人から当該毒劇物の名称・成分・含量・数量・事故時の応急措置方法を記載した書面の交付を受けている。 [令40条の6]	
	<input type="checkbox"/> 毒劇物の数量にかかわらず、事故時の応急措置のため、イエロー・カードを車両に備えている。 [通知]	
事故時	<input type="checkbox"/> 毒劇物が盗難にあい、又は紛失した時は、ただちに警察に届出なければならないことを知っている。 [法17条, 通知]	
	<input type="checkbox"/> 毒劇物が、飛散・漏れ・侵出・流出・しみ出または地下にしみ込んだ場合で、不特定多数の者に保健衛生上の危害が生じる恐れがある時は、ただちに保健所・消防署・警察署に届出ると同時に、自らも危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならないことを知っている。 [法17条, 通知]	
	<input type="checkbox"/> 事故に備えて、応急措置の体制等を整備している。(通報担当者：)	
		直ちに、通報する。

略記：毒物及び劇物取締法第〇条→法〇条、同施行令第〇条→令〇条

イラスト出典：厚生労働省 毒劇物盗難等防止マニュアル